

税務証明書の時間外交付のご案内

日曜日の窓口交付には、事前のご連絡が必要です。

<連絡先>

浜松市役所税務総務課 電話053-457-2261 (平日午前8時30分から午後5時15分)

		日曜日の窓口交付		税務証明書のコンビニ交付サービス	
		令和3年4月4日(日) ～令和3年6月6日(日)	令和3年6月13日(日) ～令和4年3月27日(日)	令和3年4月1日(木) ～令和3年6月10日(木)	令和3年6月11日(金) ～令和4年3月31日(木)
取得可能年度	市・県民税課税証明書	平成28～令和2年度 (平成27～令和元年分所得)	平成29～令和3年度 (平成28～令和2年分所得)	平成28～令和2年度 (平成27～令和元年分所得)	平成29～令和3年度 (平成28～令和2年分所得)
	市・県民税所得証明書			平成28～令和2年度 (平成27～令和元年分所得)	平成29～令和3年度 (平成28～令和2年分所得)
	所得証明書 (児童手当用)			・ 所得証明書 (児童手当用) ・ 所得証明書 ((特別)児童扶養手当用) ・ 納税証明書 は対応していません。	
	所得証明書 (特別)児童扶養手当用)				
	納税証明書 (個人市・県民税のみ)	平成29～令和2年度 (平成28～令和元年分所得)			
申請できる人	・ 電話等(平日の午前8時30分から午後5時15分)により交付可能かを確認された、納税義務者及び納税義務者と同一世帯の親族の方。 ※浜松市外の方は、納税義務者と同一世帯の親族であっても対応できません。 (3ヶ月以内に取得した住民票で、同一世帯の親族であることが確認できれば、交付可能な場合があります。必ず事前にお問い合わせください。) ※委任状による取扱いはできません。			・ 請求日に浜松市に住民登録があり、市民税・県民税の情報がある方。 ※転入出がある場合など、一部対応できない場合があります。	
持ち物	・ 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ・ 手数料 1枚 350円 ※課税証明書と所得証明書(児童手当・(特別)児童扶養手当用は除く)は、浜松市内在住の納税義務者本人が窓口でマイナンバーカードを提示することによって、1枚150円になる場合があります。 【令和3年12月1日から令和5年3月31日まで】			・ マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの) <注意事項> 4桁の利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要です。 ・ 手数料 1枚 150円 【令和3年12月1日から令和5年3月31日まで】	
交付場所	中区 区民生活課 TEL: 053-457-2135	東区 区民生活課 TEL: 053-424-0153	西区 区民生活課 TEL: 053-597-1115	南区 区民生活課 TEL: 053-425-1346	北区 区民生活課 TEL: 053-523-1116
	浜北区区民生活課 TEL: 053-585-1111	天竜区区民生活課 TEL: 053-922-0019	<取扱い店舗> セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、イオン(本州・四国のみ)、ウエルシア薬局(県外一部店舗のみ)、セイコーマート、エーコープ鹿児島、セーブオン、マックスバリュ東海 ☆ 浜松市外の店舗でもご利用いただけます。 ☆ 証明書コンビニ交付サービスに対応していない店舗では利用できません。		
交付時間	(日曜日)※ 午前9時～12時(正午) ※12月29日から翌年1月3日を除く。 ※上記以外にも、臨時で窓口交付を休止する場合があります。			(毎日)※ 午前6時30分～午後11時 ※12月29日から翌年1月3日を除く。 ※上記以外にも、システム休止日はご利用いただけません。	

※ 申告状況や機器の保守等により証明書を発行できない場合があります。不明点はお問い合わせください。